

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成5年6月30日

規則第42号

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第17条 条例第36条の2第1項に規定する市規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

- （1）古紙（新聞、雑誌、雑紙及びダンボール）
- （2）瓶
- （3）缶
- （4）古着、タオルその他これらに類する古布
- （5）紙パック
- （6）ペットボトル

（収集又は運搬の禁止命令）

第17条の2 条例第36条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第3号様式の4）により行うものとする。（別紙1参照）

別紙 1

第 3 号様式の 4 (第 17 条の 2 関係)

収集・運搬禁止命令書	
	年 月 日
住 所	
氏 名	様
	八王子市長 ㊟
<p>あなたは、下記のとおり八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第36条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により資源物を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。</p> <p>この命令に違反した場合は、条例第36条の2第3項の規定により氏名等を公表され、又は条例第68条第2号の規定により20万円以下の罰金に処せられることがあります。</p>	
記	
命令の原因となる事実	
1 日時	年 月 日 時 分ころ
2 場所	
3 違反行為	を上記場所から 収集運搬 した。
4 車両番号等	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。